

に對するものも個人に対するものもその乃至支拂猶予を要求することは又当然のことだ。我々の借金は命をつなぐため大員はされた借金なのだ、高い小作米、高い税金を修理にとられ北長ために出来たのだ。併かなくて出来たのでもなく、妻な處で遊んだばでの借金でも何でもないのだ、生活の苦しさから高利を借り弱目につけ込んで高利を取られ、利が利を生んで今日では皆背負ひきれぬ借金にせめられてゐる、農村の不景気が甚くなりかて、今年の旱害と秋の暴風雨昨年の寒冷により、種作は寒落のため五割以上の減収を予想されてゐる時にどうして借金が拂へようか？ 借金の支拂ひは因縁^{ゆゑ}、近來のものは農村の景気がよくならぬ道少くとも向ア五ヶ年間猶予を要求する。

實行方法

一、あらゆる機会に悪徳の内容を批判し大衆に訴へ、例へば自縣東稅廳公會等を組織して

興稅の廢除^{ほじゆ}一般請綱の引下、その取立猶予のため斗ふ。

二、文部を中心として、~~借金猶予~~、~~利息~~、~~余利~~を廃止^{ほしまし}。

債權者との斗争を行ふ。

三、立毛動産差押、土地立入禁止反対の件

理由由 早良地区 提案

一、未嘗有の大旱魃と稀有の大暴風雨、虫害、寒落、言語大絶する心配苦勞を重ねて漸くにし

て我らせ大稱を地主達は僅かばかりの小作米の未納を口実に又は今年の大凶作に際しても尚平年並の小作米を取立てやうとする取締りの強趨さから立毛に目をつけてゐる。平年時でありても今曰暮しの者大對し立毛の差押を或ひは動産の差押を爲す如きは許さる可きでないが、特に小作人の苦勞が百倍も加重されが今年は漸じて許すべきでない。

農民の一年間の食糧の差押禁止といふことが今や全國的な問題となつてゐる時、地主の半暴手段を認容し、地主一方の申請に基き、一日の待輪も聞かず直ちに之を許可せんとする裁判所の處置に対し我々は終対反対する。

二、大地主や銀行資本家の圧迫に抗しかねたる中地主乃至は自ら農耕に從事することなき地主が農村窮乏の聲に和じて土地返還の訴訟を起こし、判決前に勝訴の判決と内等の効果と有する土地立入禁止の處分をえ、判所に申請し承認とする傾向がある。裁判所が地主の撕^ぬ、完暴手段を保護し之を許すに於ては小作人は先祖代々血と汗とを守り育て、來矢土地を才刻にして奪ゆることとなり、小作人の一家は忽ち路頭に迷わねばならぬ。

我々は我々の唯一の生活根據である土地を血も涙もなく、併も判決確定前^に一^レに奪ひ取らんとする土地立入禁止、總対反対する。

實行方法

地主、地主弁護士、裁判所に對して抗議運動を爲し、~~大暴風雨~~、~~立毛~~、~~差押~~、立入禁止を防止し、之を粉碎するため鬥ふ。